

## 資料4 議会費等

### 議 会 費

#### ◆ 過去3年間の当初予算 (単位：千円)

区 分	平成30年度	平成29年度	平成28年度
報酬	156,720	156,752	162,084
給料	46,490	46,317	46,953
職員手当等	84,793	84,506	84,505
共済費	75,268	80,075	81,116
報償費	716	787	881
旅費	6,463	5,498	5,777
交際費	1,500	1,400	1,200
需用費	7,220	7,834	9,057
役務費	1,116	1,132	1,134
委託料	10,452	9,950	9,606
使用料及び賃借料	320	401	397
備品購入費	50	149	50
負担金補助及び交付金	13,233	13,270	13,606
公課費	0	52	51
合 計	404,341	408,123	416,417
一般会計に占める割合	0.83%	0.84%	0.89%

### 報酬・費用弁償等

#### ◆ 議員報酬の推移 (単位：千円)

区 分	改 正 年 月 日			
	平成25年 1月1日	平成16年 1月1日	平成8年 4月1日	平成6年 10月1日
議 長	514	553	582	550
副議長	477	513	540	510
議 員	447	481	506	478

#### ◆ 特別職等の給与の推移 (単位：千円)

区 分	改 正 年 月 日			
	平成25年 1月1日	平成16年 1月1日	平成15年 7月1日	平成15年 4月1日
市 長	937	1,008	1,043	1,159
※副市長	752	809	809	899
常勤の監査委員	575	619	619	688
教育長	668	719	719	799
水道事業管理者	668	719	719	799

※平成19年3月31日までの職名は、助役。

#### ◆ 費用弁償

○本会議に出席したとき、または常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会に委員として出席したときは次の区分により費用を弁償していたが、平成19年度から廃止とした。

- ・居住地から片道8km未満 1日につき 1,500円
- ・居住地から片道8km以上 1日につき 1,750円

当該会議又は委員会終了時刻の延長、その他やむを得ない事情により宿泊したときは、居住地から片道8km以上の場合、宿泊料の実費を支給することとしていたが、平成20年9月から廃止とした。

#### ◆ 旅費等 (平成2年10月1日適用)

○ 日当 3,000円 (県内については1,500円)

※ 平成15年4月1日適用

○ 宿泊料

宿泊料	地 域
甲地方の地域 14,800円	さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市
乙地方の地域 13,300円	甲地方以外の地域

#### ◆ 期末手当 (平成30年4月1日適用)

報酬月額と報酬月額の20%の合計額に下記の割合を乗じた額を支給する。

○ 6月 ……157.5% ○ 12月 ……167.5%

#### ◆ 行政調査等旅費

従前は年一人当たり90,000円の予算であったが、平成21年度より年一人約90,000円の予算の範囲内で委員会(分科会)毎に講師謝礼・講師の費用弁償及び行政調査の旅費に振り分け、調査費用としている。

#### ◆ 市議会政務活動費

「会津若松市議会政務活動費の交付に関する条例」(平成13年4月1日施行)に基づき、1カ月一人当たり35,000円に所属する議員数を乗じた額を、毎年度4月(4月～9月分)と10月(10月～3月分)に各会派に対し交付する。条例制定時は名称が政務調査費で月額一人50,000円、平成17年度より月45,000円、平成21年度からは現在の額に改正された。

地方自治法の一部改正に伴い、名称が平成25年3月から政務活動費に改められた。

なお、これまでの「会津若松市議会政務活動費ガイドライン」(平成27年4月から適用)について、平成30年3月に見直しを行った。

# 平成29年度政務活動費会派別収支状況

(単位：円)

項目	会派名 (構成員数)	市民クラブ (6人)	創風あいつ (9人→7人→6人)	フォーラム 会津 (0人→4人→5人)	社会民主党 ・市民連合 (4人)	公明党 (3人)	きずなの会 (3人→0人)	日本共産党 会津若松市議団 (2人)	諸派連合 (2人)	いしずえの会 (0人→1人)
収入	会派への当初交付額 (上半期)	1,260,000	1,890,000	0	840,000	630,000	630,000	420,000	420,000	0
	変更交付(増減)額 (上半期)	0	▲280,000 ※2	490,000 ※3	0	0	▲315,000 ※4	0	0	105,000 ※5
	会派への交付額 (下半期)	1,260,000	1,260,000	1,050,000	840,000	630,000	-	420,000	420,000	210,000
	交付額合計(A) ※1	2,520,000	2,870,000	1,540,000	1,680,000	1,260,000	315,000	840,000	840,000	315,000
支出	研究研修費	461,960	779,236	390,520	605,988	274,834	0	308,088	0	0
	調査旅費	1,140,589	484,052	424,906	342,486	42,060	0	0	840,639	139,460
	資料作成費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資料購入費	199,079	267,272	0	81,930	56,709	0	18,146	0	1,800
	広報費	383,414	457,834	432,885	439,128	458,460	0	471,819	0	0
	広聴費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人件費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	事務費	74,666	136,025	31,360	185,322	43,045	0	22,228	0	25,440
	要望・ 陳情活動費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	会派での支出額 合計(B)	2,259,708	2,124,419	1,279,671	1,654,854	875,108	0	820,281	840,639	166,700
政務活動費 支出額(C)	2,259,708	2,124,419	1,279,671	1,654,854	875,108	0	820,281	840,000	166,700	
会派負担額 (D) ※6	0	0	0	0	0	0	0	639	0	
返還額(A)-(C)	260,292	745,581	260,329	25,146	384,892	315,000 ※4	19,719	0	148,300	

※1 交付額は議員1人当たり月額35,000円。上半期(4月から9月分)、下半期(10月から翌年3月分)の2回に分けて交付。

※2 会派構成員の減により、政務活動費280,000円を返還。(7月1日付け2名減、7月11日付け1名減)

※3 会派結成及び構成員の増により、政務活動費490,000円を交付。(7月1日付け会派結成4名。7月11日付け1名増)

※4 会派解散により、政務活動費315,000円を減額、また315,000円を返還。(6月30日付け解散)

※5 会派結成により、政務活動費105,000円を交付。(7月1日付け結成)

※6 交付額(A)を超える支出(B)は、会派における負担(D)とする。

## 政務活動費使途基準

項目	内容
研究研修費	(1)研究会及び研修会の開催に要する経費 (2)会派に所属する議員が他の団体の開催する研究会及び研修会に参加するために要する経費(例 会場費、講師謝金及び講師賄い代、出席者負担金及び会費、旅費、宿泊費等)
調査旅費	調査研究活動のために必要な先進地調査及び現地調査に要する経費 (例 交通費、旅費、宿泊費等)
資料作成費	調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費 (例 印刷製本代、翻訳料、リース代等)
資料購入費	調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	調査研究活動、議会活動及び市の政策について市民に報告し、広告宣伝するために要する経費 (例 広報紙・報告書印刷費、送料、会場費等)
広聴費	市民からの市政、会派の政策等に対する要望及び意見を聴取するための会議等に要する経費 (例 会場費、印刷費、茶菓子代等)
人件費	調査研究活動を補助する者を臨時に雇用するために要する経費
事務費	会派が行う調査研究活動のために必要な事務経費 (例 消耗品費、リース代、郵券代等)
要望・陳情活動費	要望、陳情活動を行うために要する経費